

附属書七（第八章関係） 自然人の移動に関する特定の約束に係る表

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編 日本国の表

1 日本国は、この表の各区分に定める条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるバングラデシュの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

2 第一章、第八章、第二十一章（第八・八条に定める範囲に限る。）及び第二十二章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、日本国の出入国管理に関する措置に関して日本国に対して義務を課するものと解してはならない。

3 第八章及びこの表の規定の適用上、この表の各区分に定めるバングラデシュの自然人は、数量制限の対象となることがある。

4 日本国は、区分C（第八・二条1(c)に規定するバングラデシュの投資家）については約束しない。バン

グラデシユの投資家については、区分D（第八・二条1(d)に規定するバングラデシユの事業経営者）の定義の(a)から(c)までに規定するいずれかの活動に従事する場合には、当該区分に定める条件及び制限に従って入国及び一時的な滞在が許可される。

<p>区分の説明</p>	<p>条件及び制限（滞在期間を含む。）</p>
<p>A バングラデシユの商用訪問者</p> <p>業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事し、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するバングラデシユの自然人</p>	<p>この区分の自然人については、入国及び九十日を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在が許可される。</p>
<p>B バングラデシユの企業内転勤者</p>	<p>1 この区分の自然人については、入国及び五年を限度とす</p>
<p>1 次の全ての要件を満たすバングラデシユの自然人</p>	

- 
- (a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国においてサービスを提供し、又は投資を行う公私の機関によつて雇用されている者であること。
- (b) (a)に規定する公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される他の公私の機関に転任する者であること。
- (c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。
- (i) 長として、(b)に規定する支店又は代表事務所を管理する活動
- (ii) 役員又は監査役として、(b)に規定する他の公私の機関を管理する活動
- (iii) (b)に規定する他の公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動
- (iv) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外
- 

る期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在が許可される。

2 この区分の自然人については、日本国における当該自然人の予定される活動期間が三箇月以下である場合に限り、入国及び三箇月の一時的な滞在が許可される。

---

<p>事するバンングラデシユの自然人</p>	<p>D バンングラデシユの事業経営者</p>	<p>の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。その改正を含む。以下同じ。）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの</p> <p>注釈 この区分の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連する」とは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。</p> <p>2 1 (c) (iv) に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。</p>
<p>1 この区分の自然人については、入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一次的</p>		

<p>(a) 日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動</p> <p>(b) 日本国の者以外の者であって、日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動</p> <p>(c) 日本国における事業であって、日本国の者以外の者が投資しているものの管理</p>	<p>2 この区分の自然人については、日本国における当該自然人の予定される活動期間が三箇月以下である場合に限り、入国及び三箇月の一時的な滞在が許可される。</p>
<p>E バングラデシュの自由職業サービス提供者</p> <p>日本国の法令により法律、会計又は税務のサービスの提供者としての資格を有するバングラデシュの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するもの</p> <p>(a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス</p> <p>(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。</p> <p>(c) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁</p>	<p>1 この区分の自然人については、入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在が許可される。</p> <p>2 この区分の自然人については、日本国における当該自然人の予定される活動期間が三箇月以下である場合に限り、入国及び三箇月の一時的な滞在が許可される。</p>

<p>1 日本国内の公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に、サービスの提供に係る活</p>	<p>F バングラデシュの独立の自由職業家</p>	<p>理士が提供する法律サービス</p> <p>(d) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス</p> <p>(e) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス</p> <p>(f) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス</p> <p>(g) 日本国の法令により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス</p> <p>(h) 日本国の法令により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス</p> <p>(i) 日本国の法令により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス</p> <p>(j) 日本国の法令により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス</p>
<p>1 この区分の自然人については、入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的</p>		

動であつて次のいずれかの活動に該当するものに従事するバングラデシュの自然人

(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

(c) バングラデシュ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「技能」の在留資格に基づくもの

2 1 (a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動という。

な滞在が許可される。

2 この区分の自然人については、日本国における当該自然人の予定される活動期間が三箇月以下である場合に限り、入国及び三箇月の一時的な滞在が許可される。

<p>G 契約に基づくバングラデシュのサービス提供者</p>	<p>1 バングラデシュにある公私の機関であって日本国に業務上の拠点がないもの（以下この区分において「バングラデシュの機関」という。）の被用者であるバングラデシュの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかのサービスの提供に係る活動に従事するもの</p> <p>(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの</p> <p>(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの</p> <p>(c) バングラデシュ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法に定める「技能」の在留資格に基づくもの</p>
	<p>1 この区分の自然人については、3の規定に従って入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在が許可される。</p> <p>2 この区分の自然人については、日本国における当該自然人の予定される活動期間が三箇月以下である場合に限り、3の規定に従って入国及び三箇月の一時的な滞在が許可される。</p> <p>3 1及び2に規定する入国及び一時的な滞在の許可は、次のいずれの要件も満たされることを条件とする。</p> <p>(a) 日本国内の公私の機関（以下この区分において「日本の機関」という。）とバングラデシュの機関との間でサービスに関する契約が締結されていること。</p> <p>(b) (a)に規定するサービスに関する契約の規定により、1に規定する自然人と日本国の機関との間で労働契約が締結されていることが確認されること。</p>

<p>2 1(a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動という。</p>	<p>H 配偶者及び被扶養者</p> <p>区分B及び区分Dから区分Gまでの規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可されたバンングラデシュの自然人に同行する配偶者及び被扶養者</p> <p>注釈 この区分の規定の適用上、「配偶者」又は「被扶養者」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は被扶養者をいう。</p>
	<p>1 配偶者及び被扶養者については、原則として、入国並びに一時的な滞在であつて区分B及び区分Dから区分Gまでの規定に基づいてバンングラデシュの自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間のものが許可される。ただし、当該配偶者及び被扶養者が当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。</p> <p>2 1の規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従つて日本国政府の許可を受けることを条件とし</p>

て、その在留資格を就労することが認められるものに変更  
することができる。